平成２５年（フ）第１４８号
東京都世田谷区三宿２丁目４番10号　白井方201、開始決定時住所静岡市駿河区西島363番地の86
破産者　副田　昌幸
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２８号
静岡市駿河区手越原54番地　サクラメント201号
破産者　高野真雄海
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９０号
静岡市駿河区東新田１丁目１番43号、旧住所静岡市駿河区中島1192番地の８
破産者　浅岡　孝行
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１０号
静岡市葵区内牧116番地の７
破産者　松野　　哲
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２６３号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目17番５号　スカイヒルズ開成壱番館101、開始決定時の住所静岡県浜松市中区高丘東３丁目53番17号
破産者　中村みどり
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
静岡県磐田市今之浦５丁目６番地４　リバティタウンＢ－１
破産者　鈴木　識基
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１１５５号
名古屋市昭和区狭間町33番地
破産者　桑原とみ子
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５６号
名古屋市昭和区狭間町33番地
破産者　桑原由美子
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２９２号
名古屋市港区福田２丁目427番地
破産者　四季のお菓子メサージュこと　佐藤達也
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６１号
大津市和邇今宿910番地の２　第２西山ハイツ202号、前住所大津市和邇中浜478番地の１405号
破産者　瀧田　昭与
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５７７号
神戸市須磨区神撫町２丁目２番15号、従前の住所神戸市長田区庄山町１丁目４番21―301号
破産者　山口　淳二
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９１号
広島市中区宝町７番26―201号
破産者　谷田　和子
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９４号
長崎県大村市坂口町803―２レオパレスドエル坂口町201号、住民票上の住所佐賀市高木瀬町大字長瀬50番地３
破産者　服巻　貴也
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
鹿児島県伊佐市菱刈川南1777番地
破産者　酒匂　秀秋
1　決定年月日　平成25年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
北海道帯広市西11条南41丁目５番８号　ＯａｋＸＩ103号室
破産者　中田　真奈（破産手続開始決定時の氏名大澤真奈）
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
青森県十和田市西十三番町26番18号　寺向団地２－４号
破産者　高岩　　瞬
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第６２号
青森県十和田市東十三番町８番33―８号　末広荘３号
破産者　佐藤美喜雄
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１７６号
岩手県八幡平市帷子第６地割59番地21
破産者　遠藤　一男
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部